

「大会宣言」

「地域人権憲章」を手に、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ

2004年4月の全国人権連創立大会方針は、「地域権利憲章」の制定を掲げた。以来、組織内外の真摯な討議を時間をかけて行い、本大会で、わが国で初めての地域社会と居住者の権利を明らかにした「地域人権憲章」を採択した。

資本の利潤追求を放任する「新自由主義」路線と、貧困と格差を生み出す「構造改革」路線は、政治、経済、社会のそれぞれのしくみに大きな変化と国民生活に多大な困難をつくりだした。

社会の問題では、高齢者のひとり暮らし、夫婦のみ世帯の急増と、人口や世帯構成は激変した。急速な超高齢社会、少子化、家族力の低下、未婚化・晩婚化として現れ、新自由主義政策が問題に拍車をかけ、学歴や教育及び地域間格差、過疎地問題、高齢者のみならず若年層の貧困問題などが深刻な事態としてある。

こうした地域社会の問題は、特定の個人・団体が単独で解決しうるものもあるが、住環境の改善や福祉制度の充実運動に見られるように、圧倒的には個人・団体がネットワークを構築し、地域住民運動として創造的に解決しなければならぬ。

「地域人権憲章」は、地域社会の問題を解決するための共通目標であり、地域で活動する個人や諸団体が承認できる内容である。とりわけ地域人権確立のめざすべき地域社会を、自由権、幸福に生きる権利、住民自治権で明らかにした。

全国人権連は、地域社会に存在する多様な問題の解決をめざす自主的恒常的な運動体であり、民主主義と住民自治の自覚に裏付けられた組織として、地域社会で人間の尊厳を実現するため奮闘する。ここに私たちの運動の歴史的社会的意義がある。

いま「2大政党」らによる、所得や地域間格差拡大と社会保障水準の大幅低下の攻撃に対し、住民連帯で、介護・教育・就労・生保などの課題で政治的信条を問わず、地域づくり運動を前進できる状況がある。

私たちは本大会を契機に、「地域人権憲章」を掲げ、多くの住民や運動組織と共同の地域づくりへ大きく踏み出す。

地域社会が安心・安全で希望が持てる新しい時代を切り拓くために、多くの住民と力をあわせることを、ここに宣言する。

2012年11月18日

全国地域人権運動総連合第5回定期大会